

米国の動産担保法制について*

2003年8月28日
日本銀行信用機構室

はじめに

わが国経済の構造調整を円滑に進めていくためには、企業金融面からの十分な支えが必要であり、特に企業の資金調達ルートが多様化が重要な課題となってきた。一方、金融機関においては、不良債権問題を主たる背景として、資産内容の悪化や財務体力の低下などから、金融仲介機能が必ずしも十分に発揮されていない。また、従来の不動産担保に依存した対応では、企業金融の円滑が確保しにくくなってきているという事情もある。こうした状況下、現在、不動産以外の担保、とりわけ企業の保有する売掛債権や在庫品の担保化や流動化が一つの課題となっている^(注1)。

金融機関等の実務家の間では、売掛債権や集合動産等の担保利用を促進するためには、法制面の整備が必要であるとの指摘^(注2)もなされており、その際米国の動産担保法制が参考になるのではないかとの指摘がある。すなわち、米国では、統一商事法典（Uniform Commercial Code; UCC）第9編において、集合物を含む動産や債権の担保取引が包括的に規定され、簡便な手続きによる担保権設定を可能とする制度が整備されている。

こうした指摘を踏まえ、UCC第9編の概要について簡単に整理してみた。本稿が、わが国における動産担保法制のあり方を議論していく上での一助となれば幸甚である^(注3)。

*本稿は鹿島みかり（E-mail: mikari.kashima@boj.or.jp）が担当した。

（注1）製造業や卸・小売業を営む中小企業において、原材料・仕掛品・在庫品など生産・販売過程の途上にある動産について集合物のまま担保を設定するニーズが大きいと考えられる。現行の手形割引に加えて在庫品等を担保とした金融の途を拡大するメリットとしては、担保目的物の時価の安定性（債務者の信用力一般に依存しない）や換価の容易性（取立不要）などが挙げられる。

（注2）「企業法制研究会（担保制度研究会）報告書～『不動産担保』から『事業の収益性に着目した資金調達』～」経済産業省（2003年1月）。

（注3）動産担保にかかる法制度については、わが国のみならず国際的にも検討が進められている。例えば、UNCITRAL（国連国際商取引法委員会＜United Nations Commission on International Trade Law＞）は、2002年に担保作業部会を設置し、商事取引における効率的な動産担保法制の構築に向け検討しており、最終的には各国に対し立法提言を含んだ立法ガイド（「担保付取引に関する立法ガイド」）を策定することとしている。立法ガイドの原案は、債務者が資金調達に際し保有財産の価値を最大限に引出せるような担保制度が望ましいとの観点から、特定性の要件の緩和、担保権設定手段の統一、簡易な登録制度の導入などを柱とする、米国のUCC第9編に倣った担保法制を提示している。

．米国の動産担保法制

1．UCC第9編とその特色

UCCは、もともと米国各州の民事・商事取引にかかるルールの共通化を目的に作成された法案モデルであるが、現在では米国の各州が、必要に応じモデル法を若干補正した上で、採択している。その内容は、動産の売買取引やリース取引、手形・小切手法、有価証券法など、多岐にわたり^(注4)、民商事取引の法的インフラとなっている。

なかでも、動産担保取引を包括的に規定しているUCC第9編は、取引の法律構成の相異に拘わらず、その取引が経済的に担保設定を目的としている限りにおいて、担保目的物(collateral)や担保権(security interest)といった統一概念を採用することとしている。これにより、担保取引にかかる要件及び効果の共通化が図られている^(注5)。

UCC第9編は、日本法と比べ、対象目的物が広範であり、特定性が緩く、さらに担保権設定手続きも容易なこと、が大きな特色となっている。

対象目的物の広範さ

UCC第9編の適用を受ける動産(personal

property)の範囲は広く、日本法では債権に該当する売掛債権や銀行預金勘定も含んでいる。1999年の法改正^(注6)においては、無体財産を担保とする取引の増加、ローン・パーティシペーションや電子媒体を利用した金融手法の発展などを踏まえ、またルールの不透明性や取引コストを軽減する観点から、適用範囲はさらに拡大された。

特定性の緩さ

UCC第9編の対象目的物には、集合物、将来取得物件(after acquired property)、将来発生債権(future advances)なども含まれ、日本法と比べ特定性の要件が緩くなっている。

担保権設定手続きの容易さ

UCC第9編においては、担保権の概要(担保権設定者<debtor>及び担保権者<secured party>の名称、担保目的物の描写<indication of collateral>)を記載した貸付証書(financing statement)の登録(filing)という簡便な手続きを担保権の完成方法(perfection<わが国の第三者対抗要件具備に相当>)として認め、別段の定めがない限り、登録の先後により利害関係人間の優劣関係を決定する仕組みと

(注4) 但し、不動産取引や保険取引などはUCCの適用対象外である。

(注5) わが国では、動産質、債権質、船舶抵当、財団抵当、譲渡担保、売渡担保などは、同様の担保的機能を有するが、担保権設定手続きはそれぞれ異なっている。

(注6) UCC第9編は、1999年に1972年以来の大改正が行われ、2001年7月1日より施行されている。

なっている。1999年の法改正により、担保権の成立や完成の要件、当事者間の優劣関係などについて、簡素化（登録により担保権の完成が認められる動産範囲の拡大）あるいは明確化（登録にかかる準拠法の明確化）がさらに図られた。

こうした特色により、新しく導入される金融取引についてもUCC第9編を適用することができ、法的不確実性を軽減しつつ取引の発展を促し得ると評価されている。また、簡便な手続きにより、債権者は、債務者の保有動産に迅速に担保権を設定し効率的に有担保取引を遂行することができ、債務者も、機動的かつ低コストで資金調達を行うことが可能である。

もっとも、上記の3つの特色は、取引の安定性とは必ずしも両立しない。例えば、UCC第9編の提供する登録制度は、簡便さを重視した制度設計となっているため、第三者に対する注意喚起機能を果たすにとどまり、担保権を設定しようとする者は登録内容を確認するだけでは足りず、他の担保権の存在などについて更なる調査を行うことが求められる。このため、米国では、動産担保にかかる優劣関係を巡り事後的

紛争が発生することが比較的多いといわれている点には留意が必要である。

2. UCC第9編の概要

(1) UCC第9編の適用範囲

UCC第9編は、「動産に担保権を設定しようと意図してなされた全ての取引」に適用される^(注7)。UCC第9編では、「動産」を具体的に定義していないが、物品(goods)のほか、権原証券(documents)、動産抵当証書(chattel paper)、売掛債権(accounts)その他の無体財産などを含む幅広い概念であり、時代の要請とともにその範囲は徐々に拡大してきている。1999年法改正では、銀行預金勘定(deposit accounts)^(注8)や商事不法行為に基づき発生した損害賠償請求権(commercial tort claims)にかかる担保権設定の合意が新たに適用対象とされた。

このほかに、UCC第9編は、幾つかの担保目的物(売掛債権、動産抵当証書、支払債務(payment intangibles)^(注9)、約束手形(promissory notes)〈後二者は1999年法改正により追加されたもの〉)の売買取引については、担保目的であることを特に明示しない場合であっても、適用対象としている。

(注7) 当事者の合意によらずコモン・ローや司法手続きにより成立する担保権(lien)は、約定担保権との優劣関係を明確化する範囲でのみ適用を受ける。

(注8) 従来より一定の要件を満たした場合にはコモン・ロー上、銀行預金勘定に担保権の成立が認められると解されていたが、担保権の成立が認められるための要件や効果について、法的不確実性が残存していた。

(注9) 主たる債務が金銭債務である債務。

(表1) UCC第9編の適用対象動産及び担保権完成手続きの概要

動産の種類 (1999年法改正で追加・変更されたもの)		定義	担保権完成の方法
Goods (物品)	Equipment	設備	占有・登録 担保権登録後に占有を取得した買主が一定要件を満たす場合は、当該買主が登録担保権者に優先。 (個人使用目的の物品にかかる売買代金担保権の成立については自動的完成が認められる)
	Inventory	在庫品	
	Farm products	農産物	
	Fixtures	不動産定着物	
	Consumer goods	個人使用目的の物品	
Indispensable paper (必要証券)	Negotiable documents	流通性ある権原証券 * 倉庫証券や運送証券等。	占有・登録 担保権登録後に占有取得により担保権を完成した者が一定要件を満たす場合は、当該占有担保権者が登録担保権者に優先。
	Instruments 【Promissory note の売買】	金銭請求権を表章する流通証券	
	Tangible chattel paper 【Tangible chattel paper の売買】	動産抵当証書 * 金銭請求権と特定物品にかかる担保権の双方を表章する証書。	【Promissory note の売買：自動的完成】
	Electronic chattel paper	電子動産抵当証書 * 金銭請求権と特定物品にかかる担保権の双方を電子媒体で表章するもの。	支配・登録 担保権登録後に支配取得により担保権を完成した者が一定要件を満たす場合は、当該支配担保権者が登録担保権者に優先。
Investment property (投資財産)	Security	有価証券	支配・登録 (但し、有形の有価証券 < certificated security > は引渡し・登録) 善意・悪意を問わず、支配取得により担保権を完成した者が登録担保権者に優先。
	Security entitlement	証券関係権利	
	Securities account	証券勘定	
	Commodity contract	商品取引契約	
	Commodity account	商品勘定	
Intangibles (無体物)	Accounts 【Accounts の売買】	売掛債権	登録 【Accounts の譲渡 (重要な部分の譲渡となる場合を除く): 自動的完成】
	Commercial tort claim	商事不法行為に基づき発生した損害賠償請求権	登録
	Deposit accounts	銀行預金勘定	支配のみ
	Letter-of-credit rights	信用状権利	支配のみ (但し、補助的債務の場合は、自動的完成) 善意・悪意を問わず、支配取得により担保権を完成した者が支配を取得せずに担保権を完成した者に優先。
	General intangible 【Payment intangible の売買】	上記以外の動産	登録 【Payment intangible の売買または譲渡 (重要な部分の譲渡となる場合を除く): 自動的完成】
Money	金銭	占有のみ	
Purchase money security interest	売買代金担保権	目的物引渡しから20日以内に登録 (20日間は自動的完成) 最優先担保権を取得。	
Identifiable proceeds	特定可能な担保目的物の代価 * 担保目的物の処分により受領したもの。	自動的完成 原則として20日間は換価前の担保目的物にかかる担保権の効力が維持される。	

（２）担保権の成立（attachment）

ＵＣＣ第９編においては、担保権が有効に成立する（attach）ためには、原則として、以下の３つの要件を具備する必要がある。

担保権者により対価（value）が付与されていること

担保権設定者が担保目的物の処分権を有すること（has rights in the collateral or the power to transfer rights in the collateral to a secured party）

担保権設定者が担保目的物を記載した担保契約書（security agreement）に署名または電子的方法で認証すること（注¹⁰）

これらの要件を満たせば、担保権者は、担保権設定者や無担保債権者に対抗できる（注¹¹）。

このうち担保契約書については、担保目的物について相当程度に特定できる記載（a description of the collateral）となっていることが必要である。この場合、担保権の完成のために登録する貸付証書（（３）「担保権の完成」参照）と異なり、

「担保権設定者の全財産」（all assets）といったかたちで担保目的物を記載することは認められず、ＵＣＣ第９編の分類にしたがった動産の種類や数量など客観的に特定が可能な方式で表示することが必要である。なお、被担保債権の記載は、担保契約書の必要的記載事項とはなっていない。

担保契約締結時以降に取得する将来取得物件（商事不法行為に基づき発生した損害賠償請求権を除く）についても、かかる物件が担保目的物に含まれる旨担保契約書に記載されていれば、別個の契約を締結しなくてもその上に有効な担保権が成立する（注¹²）。また、将来発生債権を被担保債権に含めることも、その旨を担保契約書に記載すれば可能である。このように米国では、日本法と比較して、特定性の要件が緩いことが大きな特色である。

上述のとおり担保権の成立には原則として担保契約書への署名または電子的方法による認証が必要であるが、例外的に当事者間の担保契約にしたがって担保目的物の占有（possession）、引渡し（delivery）または支配（control）（注¹³）を取得することにより担保権の成立が認められる動産がある（後掲表２参照）。

（注¹⁰）1999年法改正において、電子取引の拡大を踏まえ、担保権設定者の署名に代わり、電子的方法による認証（authentication）が認められた。

（注¹¹）有担保債権者や善意の買主等に対抗するには、さらに担保権を完成させることが必要となる。

（注¹²）但し、個人使用目的の物品（consumer goods）については、担保権者が担保権設定者に対価を与えてから10日以内に担保権設定者が入手したものに限り、担保権の設定が認められる。

（注¹³）動産の種類毎に担保権者が支配を取得するための要件が規定されている。

電子動産抵当証書（electronic chattel paper）：担保権者による特別な電子識別がなされたとき。

投資財産（investment property）：金融仲介業者・担保権者・担保権設定者の三者間の合意により、金融仲介業者が担保権設定者の更なる同意なしに担保権者の指示に従うことができる場合。

銀行預金勘定（deposit accounts）：銀行・担保権者・担保権設定者の三者間の合意により、銀行が担保権設定者の更なる同意なしに担保権者の指示のみで預金勘定からの払出等ができる場合。

信用状権利（letter-of-credit rights）：発行者が代わり金の譲渡に同意したとき。

(表2) 担保契約書への署名または電子的方法による
認証がなくても担保権が成立する場合(例)

担保目的物につき担保権者が...	動産の種類
占有取得	物品(goods)、流通性ある権原証券(negotiable documents)、金銭請求権を表章する流通証券(instruments)、動産抵当証書(tangible chattel paper)
引渡取得	有形の有価証券(certificated security)
支配取得	銀行預金勘定(deposit accounts)、電子動産抵当証書(electronic chattel paper)、投資財産(investment property)、信用状権利(letter-of-credit rights)

上記により担保権が有効に成立すれば、特定可能な担保目的物の代価(identifiable proceeds)及び補助的債務(supporting obligation)にも自動的に有効な担保権が成立する。

(3) 担保権の完成(perfection)

UCC第9編は、動産担保目的物の種類毎に担保権完成の要件を規定している。担保権が完成(perfect)すれば、優劣関係について別段の定めがない限り、担保権完成後に当該物件に担保権を設定した債権者や当該物件を購入した者に対抗することが可能となる。担保権が完成するためには、担保権が有効に成立((2)「担保権の成立」参照)することに加え一定の手続きがとられる必要がある(注14)。

担保権の完成方法としては、貸付証書の登録、担保目的物の占有の取得、担保目的物の支配の取得があるほか、担保権の成立のみで自動的に完成するものがある。動産の種類に応じ、担保権の完成に必要な手続きは異なる。上記4つの方法のうち、貸付証書の登録は、銀行預金勘定(deposit accounts<支配のみ>)、信用状権利(letter-of-credit rights<支配のみ>)及び金銭(money<占有のみ>)以外の全ての動産に関し認められる担保権完成の方法である(注15)。また、動産の種類によっては、登録と占有取得、登録と支配取得など、複数の完成方法が認められる動産も存在する(前掲表1参照)(注16)。こうした複数の完成方法が認められる動産については、後述((4)優劣関係(priority))のように、

(注14) UCC第9編は、担保権の成立時期と担保権完成のための手続きがとられる時期の先後関係について規定していない。したがって、例えば貸付証書を登録した後に担保契約を締結することも認められ、その場合には担保契約の締結時に担保権が完成することとなる。

(注15) 州際取引の場合には、担保権の完成や優先順位の設定にかかる準拠法とその結果として貸付証書の登録場所が問題となる。従来は、動産の種類に応じ、担保権設定者や動産の所在地など準拠法決定ルール自体が異なっていたが、1999年法改正ではルールを明確化し、原則として担保権設定者の所在地に基づき準拠法を決定する取扱いに統一された。

(注16) 1999年法改正により、登録による完成が認められる動産の範囲が拡大されている(金銭請求権を表章する流通証券、投資財産など)。

担保権完成の先後という一般原則とは別の優劣関係ルールが定められている場合がある。

UCC第9編の登録制度は、実体的な権利関係を登録する制度（transaction filing system）ではなく、単にこれから担保権設定者と取引しようとする第三者に注意喚起する機能を果たすことを目的としている（notice filing system）。このため、貸付証書の必要的記載事項は、担保権設定者・担保権者の名前及び担保目的物の描写（indication of collateral）のみである。担保権設定者及び担保権者の名前が誤まって記載されている場合でも、重大な誤解を招かなければ有効な貸付証書と認められる。担保目的物の描写については、担保目的物の内容が合理的に分かるもので足り、1999年法改正により「担保権設定者の全ての資産」（all assets）といった包括文言で記載することも、それが当事者間の担保取引の内容を正確に描写するものである限り有効とされた^{（注17）}。

登録書類は、担保権設定者のアルファベット順にファイルされ、電子登録による方法も認められている。1999年法改正では、電子登録を促進する観点から、担保権設定者が担保権者に登録権限を付与していれば、貸付証書に担保権設定者が署名することが不要となった。なお、担保契約がすでに締結されている場合には、かかる権限付与は擬制され、担保権者は、担保契約書と同内容の貸付証書を、担保権設定者の協力なしに単独で登録することができる。

登録された貸付証書は、登録日から5年間有効であり、さらに効力を認められるためには継続証書（continuation statement）を5年毎に登録

することが必要となっている。

（4）優劣関係（priority）

UCC第9編においては、優劣関係について別段の定めがない限り、担保権の完成時期の先後により担保権の優劣が決定される仕組みとなっている。しかしながら、常に対抗要件具備の先後により優劣関係が決められる日本法と異なり、UCC第9編では、担保権の完成時期と優先順位の基準時とが必ずしも一致するとは限らず、例えば以下のような別途の優劣関係ルールが詳細に定められている。かかる特別な優劣関係ルールは、動産取引の転々流通する性格に鑑み商取引の安定を保護する趣旨（担保目的物の購入者の優先権、占有や支配の取得により担保権を完成した担保権者の登録担保権に対する優先権など）や、債務者の保有財産を増やすための資金を供給する債権者の登場を促す趣旨（売買代金担保権 < purchase money security interest > の優先権）、など政策的に設けられているものである。

（担保目的物の購入者と担保権者の関係）

担保目的物を担保権設定者から購入した者と担保権者との間の関係について、UCC第9編は、購入者を包括的に保護する制度を設けていない。その代わりに、UCC第9編は、動産の種類毎に、担保権設定後に当該担保目的物を購入した者が担保権の負担のない所有権を取得するための要件を動産の種類毎に規定している（後掲表3参照）。

（注17）このような包括文言による登録を認めても、第三者に対する注意喚起機能という登録制度の目的は十分に達成できるとの考え方が背景にある。

(表3) 担保目的物の購入者と担保権者の関係(例)

動産の種類	買主が購入前に完成された担保権に対抗できる場合
物品 (goods)	通常の業務としての買主 (buyer in the ordinary course of business) 但し、購入前に占有取得により担保権を完成した担保権者には劣後する。
動産抵当証書 (tangible chattel paper) 電子動産抵当証書 (electronic chattel paper)	通常の業務として有償 (gives new value) で占有または支配を取得した買主であり、かつ担保権の存在について善意 (without knowledge that the purchase violates the rights of the secured party) の者。
金銭請求権を表章する 流通証券 (instruments)	通常の業務として有償 (gives new value) で取得した買主であり、かつ担保権の存在について善意 (without knowledge that the purchase violates the rights of the secured party) の者。 但し、購入前に占有取得により担保権を完成した担保権者には劣後する。

(担保権を登録により完成した者と支配取得により完成した者の関係)

投資財産 (investment property) 及び信用状権利 (letter-of-credit rights) につき、支配取得により担保権を完成した担保権者は、善意・悪意を問わず、当該支配取得より前に登録により担保権を完成した担保権者に優先する^(注18)。

(自動的に担保権を完成した者と当該物件につき他の方法で担保権を完成した者との関係)

売買代金担保権 (purchase money security interest)^(注19) については、最優先担保権 (super-priority) が認められ、先に担保権を完成した他の競合する担保権に優先する。また、特定可能な担保目的物の代価 (identifiable proceeds) につ

いては、20日間に限り、換価前の担保目的物にかかる担保権の効力が維持される^(注20)。

(5) 担保権の実行 (enforcement of security interest)

UCC第9編では、担保権設定者に債務不履行が発生した場合には、担保権者は、担保目的物を代物弁済 (strict foreclosure < acceptance of collateral in satisfaction of obligation >) に充てるか、担保目的物を売却しその売却代金により被担保債権の弁済を受ける (担保目的物の換価処分 < foreclosure sale または disposition >) か、いずれかの方法をとることが認められている。1999年法改正では、担保目的物の換価処分が必ずしも有効な担保権の実行方法でないこと

(注18) なお、支配を取得した担保権者が複数存在する場合には、従来は両担保権者は同等の順位に立つとされていたが、1999年法改正により支配を取得した先後で優先順位を決することとされた。

(注19) 担保権設定者に、担保目的物に対する権利を取得させるために対価を負担した者や担保目的物の売主が取得する担保権。

(注20) 20日間ルールの特例として、特定可能な現金代価 (identifiable cash proceeds) である場合や同じ登録をすることにより担保権を完成できる場合などには、20日間を超えて担保権完成の効力が認められる。

に鑑み、代物弁済の利用を容易にするための見直しを行っている（注21）。

担保目的物の換価処分の方法による場合には、担保権設定者及び他の担保権者に通知する義務を負うとともに、競売手続きを全ての側面において商業的に合理的な方法（commercial reasonableness）で行う必要がある（注22）。この点については、日本法と大きな相異がない。

．おわりに

以上の米国制度を踏まえると、わが国において米国の例を参考に担保法制を議論する場合には、以下のような点に留意する必要があると思われる。

1 .担保法制の包括性や簡便性を推し進めることの取引当事者への影響

わが国では、動産譲渡担保や集合動産譲渡担保の有効性が判例により認められているが、これらの担保権にかかる要件や効果とりわけ集合動産譲渡担保については、特定性の要件や他の担保権者との優劣関係などについて、不明確な点が残っている。そこで、少なくとも集合動産につき、簡易な対抗要件具備のための手続きを法制化することにより、法的不確

実性を除去することが望ましいと考えられる。ただ、米国の動産担保法制に倣い、対象目的物を拡大し特定性要件を緩和すると、動産担保にかかる優劣関係を巡る事後的紛争を惹起する可能性がある点には留意する必要がある。

また、担保権者に簡便な手続きにより包括的な担保権の設定を可能ならしめることが、担保権者の一人勝ちを認め、事後に債務者に対し資金供給する債権者の登場を難しくする影響も生じかねない。

わが国の動産担保法制のあり方について議論する際には、こうした点をどのように工夫するかもポイントとなる（注23）。

2 .現行民法の動産物権変動にかかるルールとの関係

わが国の民法は、動産の物権変動については、「引渡し」を対抗要件としている。また、判例は、引渡しの方法として占有改定という観念的方法を認めており、占有の外観を信頼して取引した者を保護する観点から、即時取得制度を設けている。

少なくとも集合動産に簡易な登録制度を導入する場合には、占有改定により引渡しを受けた買主と担保権の登録を受けた担保権者との優劣関係について整理する必要がある。また、仮

（注21）1999年法改正では、担保権者は担保権設定者に対し代物弁済の提案書（proposal to accept collateral）を送ることを要しない、個人使用目的の物品を除き、被担保債権の一部弁済にも代物弁済の利用を認める、無体財産にも代物弁済の利用を認める、代物弁済により当該担保権に劣後する請求権は全て消滅することとされた。かかる取扱いはいずれも、すでに日本法でも認められているものである。

（注22）落札価格が低廉であることのみをもって競売手続きが商業的に合理的でないとは判断されないが、低廉な価格での落札は裁判所に対し当該競売手続きが商業的に合理的か仔細に検討すべきことを示唆するものとされる。なお、担保権者や担保権者と関連する者が落札する場合において、落札価格が「他の者が落札していたならば実現していたであろう価格を著しく下回る場合」には、当該担保権者の不足額請求権（deficiency claim）は、他の者が落札していたならば実現していたであろう価格との差額まで減額される。

（注23）米国では、担保権の完成の先後という一般原則の例外となる優劣関係ルールを詳細に定めることにより、かかる弊害の抑制を企図している。

に現行民法を前提とすれば、譲渡担保権の登録後に現れた買主に即時取得が成立することを容認せざるを得ない。立法に際しては、「（即時取得した第三者に対抗できないという意味で）弱い担保権」であっても、特に集合動産担保に新たな対抗要件具備方法を認めるニーズが現実にかどうかポイントとなると考えられる。

また、上記とも関連するが、立法に際しては、所有権留保や譲渡担保との法的な優劣関係について整理する必要がある。また、取引の法律構成に拘わらず担保設定を意図してなされた取引を立法の対象とすると、ある譲渡が真正な譲渡か担保目的の譲渡かという問題を惹起する。この点については、例えば集合物の譲渡については、実務上は担保目的の譲渡が大半であると思われるが、この点をどう考えるかがポイントとなる。

3. 集合物を含む動産担保取引拡大のための 十分条件

わが国において集合物を含む動産担保取引の

普及・拡大を実現するためには、法制の整備のみでは不十分であり、取引社会の認識の変化や取引慣行の見直しが必要不可欠である。例えば、売掛債権を担保とする融資については、「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」の制定により、対抗要件具備手続きが簡素化されたにも拘わらず、その利用は十分に拡大していないのが実情である。その背景には、債権担保取引を行うこと自体が資金調達者の信用力低下や資金繰り逼迫を暗示するとの懸念が根強いことが影響していると考えられる。例えば集合物を含む動産について簡易な登録制度を整備しても、かかる取引を行うこと自体が信用力の低下等を暗示するとの懸念があれば、十分な取引の拡大は見込めない。このため、例えば相対的に高い信用力を有する企業が積極的に利用することを促すことなどにより、動産担保取引にかかる認識を変化させることが必要と考えられる。

[参考文献]

- 沖野眞己、『UNCITRAL「担保付取引に関する立法ガイド」(案)の検討状況(1)～(3) 担保作業部会の動向』、NBL、2003年
- 國生一彦、『改正米国動産担保法』、商事法務研究会、2001年
- ブラッドフォード・ストーン、『アメリカ統一商法典』、渋谷年史訳、木鐸社、1998年
- The American Law Institute, and the National Conference of Commissioners on Uniform State Laws, *Uniform Commercial Code 1999 Official Text with Comments*, West Group, 1999.
- Baird, Douglas G., Thomas H. Jackson, and Randal C. Picker, *Security Interests in Personal Property: Cases, Problems, and Materials*, Foundation Press, 3rd ed., 2002.
- White, James J., and Robert S. Summers, *Uniform Commercial Code*, West Group, 5th ed., 2000.